

中小企業支援課の取組

■ 中小企業・商店街の活性化の基本的な考え方

本市は、中小企業に対し、融資や窓口相談、専門家派遣などのメニューを設け、支援する取組を進めていますが、人手不足や後継者不足により、その経営環境は厳しい状況が続いています。このため、本市経済の屋台骨である中小企業について、これまでに蓄積してきた強みなどを生かし、経営基盤等を強化するとともに、経営者の高齢化などを踏まえ、次世代へ円滑な形で承継していく必要があります。

また、商店街は、各地域においてヒト・モノ・カネ・情報が循環する拠点であり、市民に身近な買物の場、地域コミュニティの場として重要な役割を担っていますが、大規模小売店舗の出店等により、商店街を取り巻く環境は厳しい状況にあります。このため、それぞれの地域特性を踏まえつつ、各商店街の活力向上に資する取組を促進する必要があります。

中小企業支援課では、こうした現状と課題を基に、国や県等との適切な役割分担を踏まえながら、第6次広島市基本計画に基本方針として掲げた「中小企業・商店街の活性化」に資する事業に取り組んでいます。

I 中小企業の活性化

1 概要

多様な資金調達や販売促進に関するアドバイスなど中小企業の経営改善に向けたサポートや、事業承継・業態転換等の更なる支援に取り組むとともに、人口流出と高齢化が深刻な中山間地・島しょ部において、地域コミュニティ活性化のための担い手確保に向け、地元中小企業の雇用確保等の支援に取り組んでいます。

2 取組内容

(1) 中小企業金融対策

中小企業の経営の安定化や成長を支援するため、金融機関と連携し、安定的かつ長期にわたって低利での資金供給を行う融資制度を運用します。

ア 中小企業一般振興融資等預託貸付け

預託金を金融機関に預託し、金融機関の資金調達コストを下げることで、中小企業融資制度を利用する中小企業者等に安定的に長期・低利資金を供給しています。

イ 広島県信用保証協会等に対する損失補償

中小企業融資制度を利用する中小企業者等が返済不能となった場合、信用保証を行っている広島県信用保証協会が受ける損失の一部を補償することにより、中小企業者等の信用力を補完しています。

ウ 広島県信用保証協会に対する保証料減額負担金

中小企業融資制度を利用する中小企業者等が広島県信用保証協会に支払う信用保証料の一部を本市が負担することにより、中小企業者等の負担を軽減しています。

(2) 中小企業支援センターの運営

中小企業の経営課題解決や経営基盤強化を図るため、相談窓口の設置やアドバイザーの派遣、セミナーの開催などを実施しています。

ア 窓口相談事業

専門家、職員等が、販路開拓、資金繰り、価格設定など、中小企業者や創業者の抱える経営課題等の相談に応じることにより問題の解決を図るため、中小企業支援センターに相談窓口を設置しています。

イ アドバイザーの派遣

経営上の課題を有する中小企業者等に対し、専門家（中小企業診断士、社会保険労務士、税理士等）を派遣し、的確な現状等の把握及び適切な助言を行っています。

ウ コーディネータによる支援

経営や技術の専門的な知識を有し、効果的な助言や指導のできる民間企業出身者をコーディネータとして4名を配置（経営、情報、技術、創業）し、課題の抽出から対応策の提示等の継続的な支援を実施しています。

エ 事業可能性評価委員会運営事業

中小企業者や創業者が有する事業計画における事業の発展性、技術・商品の新規性や市場性等、事業の可能性等について評価するための外部の専門家等による事業可能性評価委員会を設置しています。

オ 中小企業等人材育成事業

中小企業経営者等を対象に、経営に役立つ知識や支援制度の活用方法などの情報提供や経営手法等の習得を支援するセミナーを開催しています。

カ 制度融資等相談受付事業

融資制度・保証制度等を利用する中小企業者等に対する相談対応やセーフティネット保証制度の受付を実施しています。

キ 情報提供

中小企業支援センター等の支援制度の利用を促進するため、メールマガジンの発行、X（旧 Twitter）及びLINE 公式アカウントでの情報発信のほか、展示会・見本市へ出展しています。

(3) 中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定

設備投資を通じて、中小企業の労働生産性の向上を図るため、税制支援や金融支援を受けることが可能となる先端設備等導入計画の認定を行います。

(4) 流通革新研究会の開催

広島市内の中小卸売業者を対象として、各年度において時宜にかなったテーマを取り上げる研究会を開催し、本市の中小卸売業の活性化への取組を支援しています。

(5) 中山間地域における中小企業の人材確保支援事業

中山間地域における中小企業の人材確保、雇用の維持を図るため、職場環境の改善や新たな雇用、企業PR力の向上に要する経費を補助します。

ア 職場環境改善費補助

働きやすい職場づくりのための環境整備に要する経費を補助

補助率 1/2（働き方改革実践企業等に認定されている場合は、2/3）

限度額 300 万円

イ 人材確保促進補助

人材確保を促進するため、新たに雇用した従業員数に応じて補助金を交付

補助金額 1人あたり 40 万円（雇用保険未加入者の場合は 20 万円）

限 度 額 80 万円 (2 人分)
(就職氷河期世代を雇用した場合等は、120 万円 (3 人分))

ウ 企業 PR 力向上経費補助

企業の魅力を PR するためのホームページ制作等に要する経費を補助
補 助 率 1/2 (働き方改革実践企業等に認定されている場合は、2/3)
限 度 額 30 万円

(6) 企業のパートナーシップ構築宣言普及促進

サプライチェーン全体の付加価値増大や下請け企業との望ましい取引慣行の順守を宣言する「パートナーシップ構築宣言」の普及促進に取り組み、宣言企業の拡大を図るために、制度の趣旨や価格転嫁の交渉等に知見を有する専門家を招聘し、セミナーを開催します。

(7) 中小企業会館の運営

中小企業の活動の場を提供し、もって中小企業の振興に寄与することを目的に、中小企業会館の運営を行っています。

II 商店街の活性化

1 概要

地域特性や商店街に求められる役割を踏まえ、観光や文化芸術など様々な要素を活用しながら、商店街とそれを構成する個々の店舗の活力や魅力を向上させ、まちのにぎわいや交流の創出、地域コミュニティの活性化に寄与する取組を促進しています。

2 取組内容

(1) 地域連携商店街事業費補助

商店街及び地域団体で構成された協議会等に対し、地域のにぎわい創出等に資する事業に要する経費を補助しています。

ア 事業プラン策定支援

商店街を活用した地域のにぎわい創出等に計画的に取り組む上で必要となるプランの策定に要する経費を補助

補 助 率 2/3

限 度 額 100 万円

イ 事業プラン実行支援

プラン策定事業で策定したプランに基づき、協議会等が商店街を活用した地域のにぎわい創出等に取り組むために要する経費を補助

	初年度	2年度目	3年度目
--	-----	------	------

補 助 率	2/3	1/2	1/3
-------	-----	-----	-----

限 度 額	700 万円	500 万円	300 万円
-------	--------	--------	--------

(2) 商店街の活性化に向けた検討

広島市商店街連合会や活性化に意欲がある商店街が、商店街の抱える課題を克服し、新たに商店街の活性化に取り組むことができるよう、地域通貨等を活用した事業スキームを検討します。